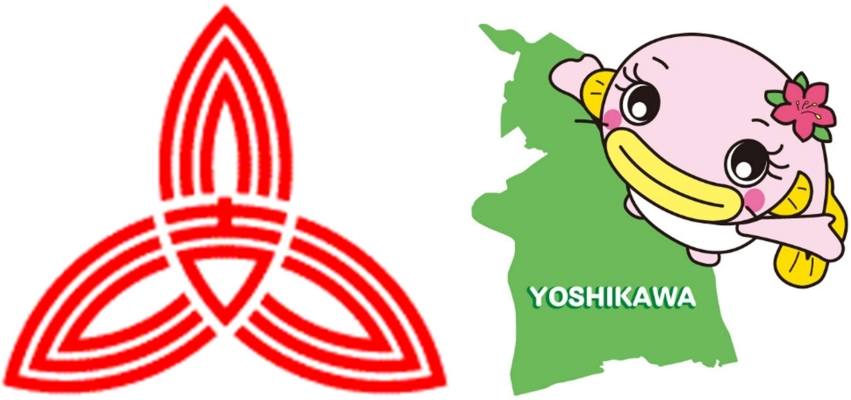
吉 川 市

災害時避難行動要支援者避難支援計画

（全体計画）



第５版　２０２４年（令和６年）１１月

吉　川　市

目次

計画策定にあたって……1

平成２５年６月災害対策基本法改正に伴う主な変更事項……1

用語の定義（要配慮者、避難行動要支援者、避難支援等関係者、避難支援者）……2

用語の定義……2

第１章　総則……3

１　計画の目的……3

２　計画の位置付け……3

３　計画の策定主体……4

４　本計画の基本的な考え方……4

５　避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲……5

要配慮者及び避難行動要支援者の概念図……5

（参考）要配慮者の特徴……6

第２章　避難行動要支援者名簿の作成及び管理……8

１　避難行動要支援者の把握……8

避難行動要支援者から把握する情報……8

名簿情報の収集担当課（提出先）……11

２　避難行動要支援者名簿の作成……12

避難行動要支援者名簿の種類……12

避難行動要支援者名簿（全体名簿）の範囲……12

名簿の記載事項……12

名簿の管理方法……12

名簿の予備（バックアップ）……12

名簿管理の実務担当……12

３　避難行動要支援者名簿の更新と削除……13

名簿の更新……13

名簿の削除……13

４　避難行動要支援者名簿の共有・提供……13
全体名簿の共有・提供……13
共有名簿の共有・提供……13
避難支援等関係者への提供方法……14
共有名簿の提供先、範囲及び担当課……14
本人同意の取得及び記載期間……14
緊急時の情報提供・不同意者の対応……15
個人情報の取り扱い……16
第３章　個別計画の作成及び管理……21
１　個別計画の内容……21
配慮・留意事項……21
避難支援者……21
２　個別計画の対象者……21
３　個別計画の作成……22
個別計画の作成・管理担当……22
名簿の管理方法……22
名簿の予備（バックアップ）……22
４　個別計画の更新と削除……22
名簿の削除……22
第４章　災害時における避難行動要支援者への支援体制……23
１　市における支援体制……23
災害対策本部（水害対策本部）の体制図……23
要配慮者支援班に関する事務分掌……24
２　避難支援等関係者における支援体制……24
避難支援等関係者の安全確保……24
避難支援等関係者の役割……25
第５章　避難行動要支援者への支援方法……26
１　防災・減災情報の周知……26
２　避難に関する情報……26

３　情報伝達体制の整備……27
音声による伝達……27
文字情報による伝達……27
４　安否確認の体制……28
安否確認の方法……28
安否確認情報等の集約……29
要支援者等に関する情報や要請の伝達……29
５　避難所等への避難誘導……29
６　避難所における支援……29
様式……30
様式１　吉川市避難行動要支援者名簿登録申請書……30
様式２　名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届……32
様式３　避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届……33
様式４　個別計画届出書……34
関係法令等……36
災害対策基本法……36
吉川市個人情報保護条例……37

計画策定にあたって

本市では、2006 年（平成 18 年 3 月）に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、平成 21 年度に吉川市災害時要援護者支援計画を策定し、計画に基づく要援護者名簿を災害時における避難情報の提供や安否確認のため、自治（町・町内）会や民生委員・児童委員、消防団に提供し、地域における避難支援体制を構築してきました。

しかしながら、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障がい者の死亡率も被災住民全体の死亡率の約 2 倍を上回るといわれ、高齢者や障がい者等のうち自力での避難が困難な避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難行動が困難であり、被害を受けやすい立場にあるなどの理由から、避難支援対策の充実・強化が求められました。

また、避難行動要支援者の支援を行うためには、行政による支援体制（公助）と自治（町・町内）会・自主防災組織などを中心とした地域住民相互の支え合いによる支援体制（自助・共助） を確立することが重要であり、特に、大規模災害においては、コミュニティを中心とした地域の助け合いが被害を最小限に抑える力となることは、過去の教訓からも明らかです。

このような状況を踏まえ、国は 2013 年（平成 25 年）に災害対策基本法（以下、「法」）を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように名簿の作成を市町村に義務付けるなどの対策を講じました。

本市においても、東日本大震災の教訓や国の方針等に基づき、地域の住民組織・団体等による避難支援体制の構築に向け、吉川市災害時要援護者支援計画を見直し、新たに「吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

平成２５年６月災害対策基本法改正に伴う主な変更事項

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 現に災害が発生又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

用語の定義（要配慮者、避難行動要支援者、避難支援等関係者、避難支援者）

本市では、災害時に安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に支援が必要な方々（高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等）を「災害時要援護者」と定義していましたが、災害対策基本法の改正に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難支援者」及び「避難支援等関係者」と定義を改めています。

用語の定義

	用語	説明（吉川市地域防災計画抜粋）
1	要配慮者 （法第 8 条第 2 項第 15 号）	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に特に配慮を要する者。
2	災害時避難行動要支援者 （法第 49 条の 10 第 1 項）	市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。（以下、「要支援者」）
3	避難支援等関係者 （法第 49 条の 11 第 2 項）	地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援等関係者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 （吉川市地域防災計画抜粋） ●消防機関（消防本部、消防署、消防団）　●吉川警察署 ●自治会及び自主防災組織　●民生委員・児童委員 ●地域包括支援センター　●市社会福祉協議会 ●その他市長が認める者、団体、事業所等
4	避難支援者	地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で災害時に避難の手助けを直接行う者。（以下、「支援者」）
5	避難行動要支援者名簿 （法第 49 条の 10 第 1 項）	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」）を実施するための基礎とする名簿。（以下、「名簿」）

第１章　総則

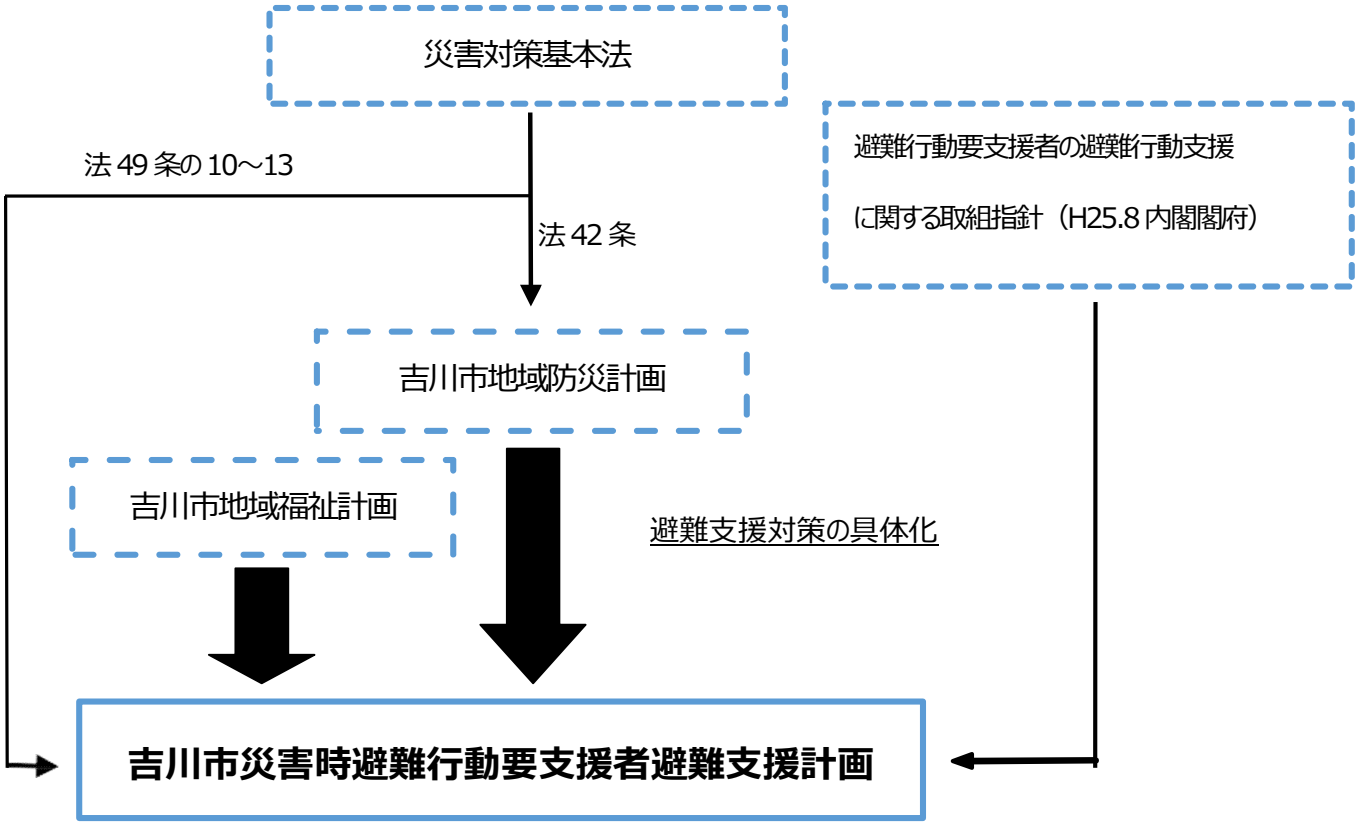
１　計画の目的

災害が発生したとき、身を守るために迅速かつ的確に安全な場所へ避難することが重要となりますが、高齢者や障がい者などの要支援者は、避難に際して他の人の手助けが必要となります。さらに、その後の避難所等における生活においても、平常時と同様に支援を継続する必要があります。

本計画は、法第 49 条の 10～13 に基づき、自助・共助・公助が一体となった名簿を作成するとともに、名簿情報の提供を行うことにより、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、災害時の避難支援等を効果的に行うことを目的として策定するものです。

２　計画の位置付け

本市における災害対策は法第 42 条に基づき、吉川市地域防災計画に定められています。本計画は、地域防災計画の下位計画に位置付けており、災害時における要配慮者への支援対策として、名簿の作成や避難支援の方策等について、具体的な対策を推進するために定められた計画です。



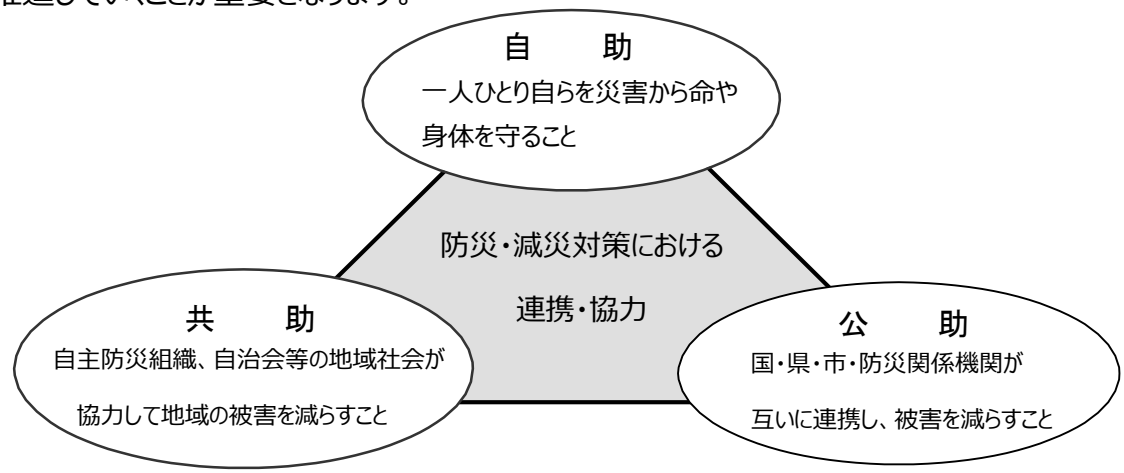
3　計画の策定主体

本計画は、吉川市災害時避難行動要支援者支援計画改訂等庁内検討会（以下、「庁内検討会」）にて策定しました。なお、庁内検討会は以下の課で構成され、本計画の総括事務については、市民生活部危機管理課で行います。

- 市民生活部危機管理課　　（災害対策本部　組織：総括部総括班）
- こども福祉部地域福祉課　　（災害対策本部　組織：福祉救援部要配慮者支援班）
- こども福祉部障がい福祉課　　（災害対策本部　組織：福祉救援部要配慮者支援班）
- 健康長寿部長寿支援課　　（災害対策本部　組織：福祉救援部要配慮者支援班）

4　本計画の基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」、自治（町・町内）会又は自主防災組織など、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取組により、「私たちの地域は、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが重要となります。



区分		平常時の備え	災害時の対応
自助	要支援者及びその家族	○自分の身は自分で守ることを基本とし、平常時から地域とのつながりを積極的に持ち、準備をする。（家具転倒防止、情報取得手段の確保、避難路の確認、非常持出袋・医薬品や食料などの備蓄）	○周りの人と協力して避難行動に移る。 ○避難所では、どのような支援を必要としているか説明し、支援者等との相互理解に努める。
共助	自治(町・町内)会・民生委員など	○平常時から見守りや声かけを実施するなど、顔のみえる地域を構築する。 ○地域（近隣）の要支援者について把握し、個別計画の作成や支援ルール作りに努める。	○事前に決められたルール又は可能な範囲で、要支援者や傷病者等の避難を支援する。（声かけなどの安否確認・情報の共有・避難所での支援など）
公助	行政機関	○要支援者の情報を共有するために避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供す	○避難情報を発令し、情報配信などを行う。 ○避難支援等関係者、避難支援者、関係団体等と連

		る。	携し、要支援者の安否確認や避難支援等を実施する。

5　避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

本市では、在宅の要配慮者のうち、高齢者（介護を要する者）や障がい者など、災害が発生した場合に自力で避難することが困難であり、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付けています。

要配慮者及び避難行動要支援者の概念図

要配慮者

避難行動要支援者

- 要介護者
 - ・介護保険要介護認定以上の方（要介護１～５）
- 下記の高齢者（６５才以上）
 - ・ねたきり高齢者
 - ・車いす、杖など、歩行補助のための器具を使用し、歩行している高齢者
 - ・歩行速度が特に遅い高齢者
- 障がい者
 - ・身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1～ 2 級、下肢 1～ 3 級、体幹 1～ 3 級)
 - ・知的障がい(Ⓐ、A、B)
 - ・精神障がい(1～ 2 級)のうち、単身世帯の方
 - ・精神障がい(3 級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方
- その他
 - ・災害が発生した場合に、自力で避難することが困難であり、名簿への記載を求める者の中で市長が必要と認める方

○避難行動要支援者以外の高齢者(一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯)
○妊婦・乳幼児　○未就学児童　○児童生徒
○日本語の理解が十分でない外国人
○その他、災害発生時に負傷された方 など

（参考）要配慮者の特徴

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
	（寝たきり）要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障害者		○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。

区分	特徴	災害時のニーズ
精神障害者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児 児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

出所：※日本赤十字社「災害時要援護者対策ガイドライン」（平成 18 年３月）

第２章　避難行動要支援者名簿の作成及び管理

災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に関する規定の趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿が避難支援等関係者等によって適切に活用され、要支援者の生命・身体が災害から守られることにあります。

この趣旨に則り、要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、平常時から要支援者情報の把握及び避難支援等関係者等との情報共有が必要となることから、本市は要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用するための基礎となる名簿を作成します。

１　避難行動要支援者の把握

本市では名簿に記載する情報の収集方法として、「手上げ方式」を用いることとします。

- 手上げ方式

名簿への記載を希望した方又は、名簿への記載を必要とする方を自身又は、代理者などが市へ申請し、名簿に記載する方法

避難行動要支援者から把握する情報

本市では災害対策基本法及び吉川市地域防災計画に基づき、以下の情報（個人情報）を吉川市避難行動要支援者名簿登録等申請書（様式１）にて把握することとします。

①氏名　②生年月日（年齢）　③性別　④住所又は居所　⑤　電話番号

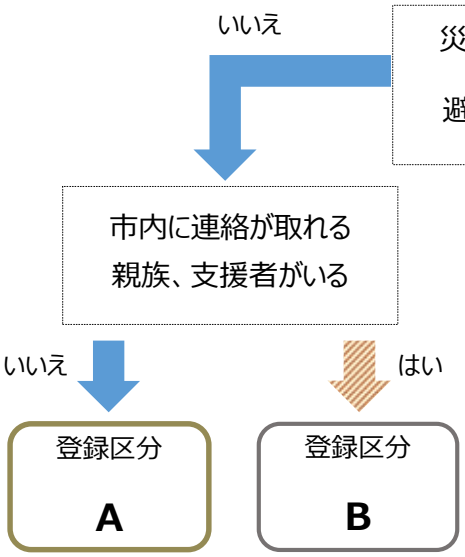
⑥支援を必要とする理由（現在の状況）

⑦親族など緊急連絡先（氏名、続柄、電話番号）

⑧市内の避難支援者（氏名、続柄、電話番号）

⑨その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

登録区分判定フローチャート



県や市の情報配信ツールを事前に登録したり、情報の入手方法を事前に確認し、災害時の情報収集に努め、早めの避難を心がけましょう。（10 項【参考】情報配信ツール参照）

登録区分	登録区分の要件
登録区分 A	災害時に自力で避難することができず、市内に連絡ができる支援者等もいない方
登録区分 B	災害時に自力で避難することができないが、市内に連絡ができる支援者等はいる方

【参考】情報配信ツール

	情報配信ツール	配信情報	登録方法	備考
1	市ホームページ	防災行政無線の放送内容、防災情報（避難情報、避難所情報など）	登録不要	ホームページ TOP サイトの【緊急情報】、【災害情報】に掲載
2	テレビ（データ放送）	避難情報、避難所情報	登録不要 dボタンを押して確認	NHK やテレビ埼玉など
3	吉川市メール配信サービス （登録を希望する方全員）	防災行政無線の放送内容、防災・防犯情報	p-yoshikawa@s7.bmb.jp にメールを送付	「 shiminanzen@city.yoshikawa.lg.jp」からのメールを受信する。（迷惑メール設定の解除が必要な場合あり）
4	吉川市防災情報 X(エックス) （登録を希望する方全員）	上記と同様の内容	【以下、X をフォロー】 ●アカウントの名前 「 吉川市防災情報 」 ●アカウント 「@yoshikawa_city 」 ●アドレス 「http://twitter.com/yoshikawa_city 」	大規模災害発生時などに想定される市ホームページのサーバー・ネットワークに障害が生じた際の代替情報発信手段として活用
5	防災行政無線電話 応答サービス（登録不要）	防災行政無線で放送した内容を自動音声で確認可能	登録不要	電話番号(自動音声) ：048-983-6430 ※通話料は自己負担
6	緊急速報メール (docomo、ソフトバンク、au)	気象庁が配信する緊急地震速報、国や県、市が配信する災害・避難情報	登録不要	特定エリアの携帯電話に一斉にメール配信 受信するには、対応している携帯電話で、かつ受信設定が「ＯＮ」(オン)に設定されている必要あり
7	YAHOO! JAPAN　防災速報 （登録を希望する方全員）	地震・気象情報、避難情報、避難所情報、市からのお知らせ（災害時のみ）など	Yahoo 防災速報アプリ をインストール 【防災速報】で検索！	スマートフォン版 メール版（パソコン版）
8	よしかわ安心電話 （要支援者、避難支援等関係者、上記の情報ツールがいずれも利用できない方)	電話回線を使用した市からのお知らせ（避難情報など）	登録申請書を提出	事前に電話番号を登録した方に情報を配信
9	埼玉県防災情報メール （登録を希望する方全員）	気象庁が発表する気象注警報、地震情報、市が発令する避難情報、避難所開設情報など	saitamaken@jijo.bosai.info に メールを送付	「saitamaken@jijo.bosai.inf」からのメールを受信する。（迷惑メール設定の解除が必要な場合あり）
10	吉川減災ナビ （減災用アプリ）	防災無線の放送内容 避難指示などの緊急情報 詐欺の注意など防犯情報	AppStore または Googleplay ストアにてアプリをダウンロード	
11	吉川市公式 LINE （登録を希望する方全員）	防災無線の放送内容 減災マップの閲覧 気象情報の確認	AppStore または Googleplay ストアにてアプリをダウンロード 吉川市 LINE 公式アカウントを登録 【@yoshikawa_city】	

名簿情報の収集担当課（提出先）

要支援者の種別に対応して、名簿の登録等申請書の提出先は以下のとおりとします。

避難行動要支援者の種別	提出先担当課
①要介護認定を受けている方 （要介護１～５）	長寿支援課
②上記以外の高齢者（65 歳以上） (ねたきり、車いすや杖など歩行補助器具を使用、歩行速度が特に遅いなど)	
③身体に障がいのある （視覚６級以上、聴覚６級以上、上肢１～２級、下肢１～３級、体幹１～３級）	障がい福祉課
④知的障がいがある方（療育手帳Ⓐ、A、B を所持）	
⑤精神障がいのある方のうち単身世帯の方 （精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持）	
⑥精神障がい(3 級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方	
⑦その他災害が発生した場合に、自力で避難することが困難であり、名簿への記載を求める者の中で市長が必要と認める方	地域福祉課

2　避難行動要支援者名簿の作成

市では、災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 に規定する「避難行動要支援者名簿」として、2 種類の名簿を作成します。

避難行動要支援者名簿の種類

全体名簿

災害対策基本法で作成が義務づけられている名簿のこと。（同意を問わず、申請者全員の名簿）

共有名簿

全体名簿に記載された要支援者のうち、平常時から自治（町・町内）会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ提供するための個人情報の提供に関する本人の同意を得ている要支援者のみを記載した名簿のこと。

避難行動要支援者名簿（全体名簿）の範囲

本市では、生活の基盤が自宅にある方のうち、要支援者（5 ページ）を名簿に記載する対象者とします。（病院や施設などに長期間入所されている方は名簿記載の対象外です。）

名簿の記載事項

名簿の記載事項は、災害対策基本法及び吉川市地域防災計画に定められた次の①～⑦に掲げる事項とします。

①氏名　②生年月日　③性別　④住所又は居所　⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由　⑦その他市長が認める事項

名簿の管理方法

名簿のデータは、クラウド管理及び紙管理の 2 通りとし、名簿関係課で情報の共有や記載、削除がそれぞれ可能となるデータベース管理を行います。

名簿の予備（バックアップ）

名簿は、災害による停電などを考慮し、紙媒体でも最新の情報をできるだけ施錠可能な場所に保管します。

名簿管理の実務担当

要支援者の種別に応じた名簿に関する相談、調整、記載、削除及び申請書の管理などの実務は、名簿提出先（１１ページ）の担当課が行います。

3　避難行動要支援者名簿の更新と削除

名簿の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、名簿情報の更新は随時行うものとします。既に名簿に記載されている要支援者については、以下のとおり、名簿更新時にあわせて対応します。

- 要支援者が市内で転居した場合は、更新時にあわせて修正します。（一般住宅に限る。）
- 緊急連絡先や身体・生活状況の変化等は、本人等の申請を受けて、市で保管する情報を修正します。

名簿の削除

名簿からの削除の申請があった場合ほか、要支援者が市外へ転居や死亡、社会福祉施設などへの長期入所を市が把握した場合は、名簿から削除します。

4　避難行動要支援者名簿の共有・提供

名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。そのため、本人（家族）の同意を得たうえで、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することが求められています。

全体名簿の共有・提供

市は平常時において、避難支援等関係者への全体名簿の提供は行いません。ただし、市役所内においては、避難支援等の実施に必要な限度の範囲内で共有・利用することができることとします。

また、災害対応の支援を行うため、本市に自衛隊や都道府県警察などの応援部隊等が派遣された場合、それらの者に対し、提供の同意有無に関わらず全体名簿を提供することができることとします。

なお、災害時には避難支援等関係者以外にも全体名簿を提供する可能性があります。これらの者に全体名簿を提供する場合、吉川市個人情報保護条例に基づき、必要な限度の範囲内での提供とし、使用後には返却を求める等の情報漏えいの防止のために必要な措置を講じます。

共有名簿の共有・提供

市は、本人（家族）の同意を得た方を記載した共有名簿を平常時から避難支援等関係者へ提供します。

避難支援等関係者への名簿情報の提供は年１回行うものとし、新しい名簿の提供と引き換えに、古い名簿は市に返還いただきます。

避難支援等関係者への提供方法

避難支援等関係者の提供希望の有無を問わず、共有名簿を提供します。（プッシュ方式）

共有名簿の提供先、範囲及び担当課

提供する避難支援等関係者	名簿の提供範囲	担当課
民生委員・児童委員	管理・担当・管轄している地域のみ	地域福祉課
社会福祉協議会	すべて	
地域包括支援センター	管理・担当・管轄している地域のみ	長寿支援課
自治（町・町内）会	管理・担当・管轄している地域のみ	危機管理課
自主防災組織（会長が自治会等と異なる場合）	管理・担当・管轄している地域のみ	
消防本部・消防署	すべて	
消防団	管理・担当・管轄している地域のみ	
吉川警察署	すべて	

本人同意の取得及び記載期間

本市は、以下のとおり本人の同意を取得します。なお、名簿提供の同意については、状況の変更により、名簿の記載の対象とならなくなった場合や変更の申請がない限り、自動的に継続されます。

本人の意思の確認が取れる場合

「吉川市避難行動要支援者名簿登録等申請書（様式１）」の同意欄により、同意を取得します。

本人の意思を十分に表せない場合

重度の認知症や障がい者または未成年であることにより、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、本人の同意があったものとみなします。

緊急時の情報提供・不同意者の対応

名簿は、本人から同意を得た方のみ、平常時から避難支援等関係者に提供し、不同意者（意向確認での不同意の方）については、平常時には避難支援等関係者へ提供せず、市でのみ管理します。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、生命又は身体を保護するために必要があるときは、避難支援に必要な範囲において、避難支援等関係者などに対し、本人の同意を得ずに名簿情報を提供することが可能となっています。

これは、要支援者の生命、又は身体を保護することを目的とするもので、災害対策基本法(第49条の11第３項)、吉川市個人情報保護条例及び吉川市地域防災計画に基づき行われるものです。

名簿記載への同意の有無	避難行動要支援者名簿情報の提供について
名簿記載に同意　⇒　希望する ※同意した場合	【平常時から】 避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
名簿記載に不同意 ⇒　希望しない ※不同意の場合	【平常時】市でのみ情報を保管します。
	【緊急時】 本人の同意なく避難支援等関係者などに名簿情報を提供する場合があります。

個人情報の取り扱い

避難行動要支援者名簿の共有と活用

名簿に記載される情報は、避難支援等関係者による平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域等の取組として活用することは困難です。

そのため、誰がどの要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取組に必要な限度の範囲内の情報を記載した名簿（複写）を班長や組長等、避難支援に直接携わる方へ配付することが災害対策基本法（第49条の11第2項）で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治（町・町内）会ごとに取組方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災・減災意識を高めることにもつながります。

個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意する必要があります。

名簿の提供を受けた避難支援等関係者や避難支援者などにおいては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底する必要があります。

市では、名簿を提供する際に、「名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届（様式２）」の提出により、個人情報保護の管理徹底を図っていきます。

また、名簿管理責任者（自治（町・町内）会の代表者）や名簿管理者の交代があった際には、速やかに「避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届（様式３）」により市へ届け出るとともに、名簿の管理方法や活用方法等について新任者へ十分な引き継ぎを行っていただきます。

（吉川市地域防災計画抜粋）【震災対策編】-［予防計画］-P97（令和6年３月改訂版）

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するときは、名簿情報の漏えいなどを防止するため、避難支援等関係者に適正な情報管理を図るよう、次のとおり指導するものとする。

- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する個人情報を無用に共有、利用してはならない。
- 避難行動要支援者名簿の紛失や個人情報の漏えいなどを防止するため、施錠可能な場所に保管するなど、必要な措置を講じ、厳重に保管しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- 避難行動要支援者名簿は、市長の許可なく、複製及び複写してはならない。
- 避難支援等関係者が団体の場合は、避難行動要支援者名簿の取扱者を限定しなければならない。
- 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には、守秘義務が課せられているので、正当な理由がなく、知り得た秘密は漏らしてはならない。
- その他、名簿情報の漏えいなどを防止するため必要な措置

なお、避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいなどを防止するため、上記の措置を適切に講じるものとする。

避難支援等関係者にかかる規約の整備

避難支援等関係者で名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた「規約」を整備することが重要です。

本市では、名簿を平常時から必要な限度の範囲内で共有し、避難支援等関係者による災害時の避難支援等に利用するため、次頁に「避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約（案）」のモデルを示し、避難支援等関係者ごとの個人情報の取り扱いに関する規約を整備することにより、個人情報保護の徹底を図っていきます。なお、規約は、必要に応じて見直ししていただきます。

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約（案）

自治会

（民生委員・児童委員協議会）

（趣旨・目的）

第１条 この規約は、当○○自治会が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、【当○○自治会の区域内に居住する】避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条 この規約において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に記載された情報及び当○○自治会が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

２ 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿記載対象者全員を含むものをいう。

３ この規約において「保有個人情報」とは、当○○自治会が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

４ この規約において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第３条　当○○自治会は、個人情報を平時の避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第４条 当○○自治会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第５条 当○○自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第６条 当○○自治会は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、避難行動要支援者名簿の写しを管理する者を把握するとともに個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止しなければならない。

２ 名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、避難行動要支援者名簿の原本及び写しを返却しなければならない。

（第三者提供の制限）

第７条 当○○自治会の避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者及び避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

（苦情の処理）

第８条 当○○自治会は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（取扱い事務の継承）

第９条　当○○自治会の避難行動要支援者名簿管理責任者及び避難行動要支援者名簿の写しを管理する者に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

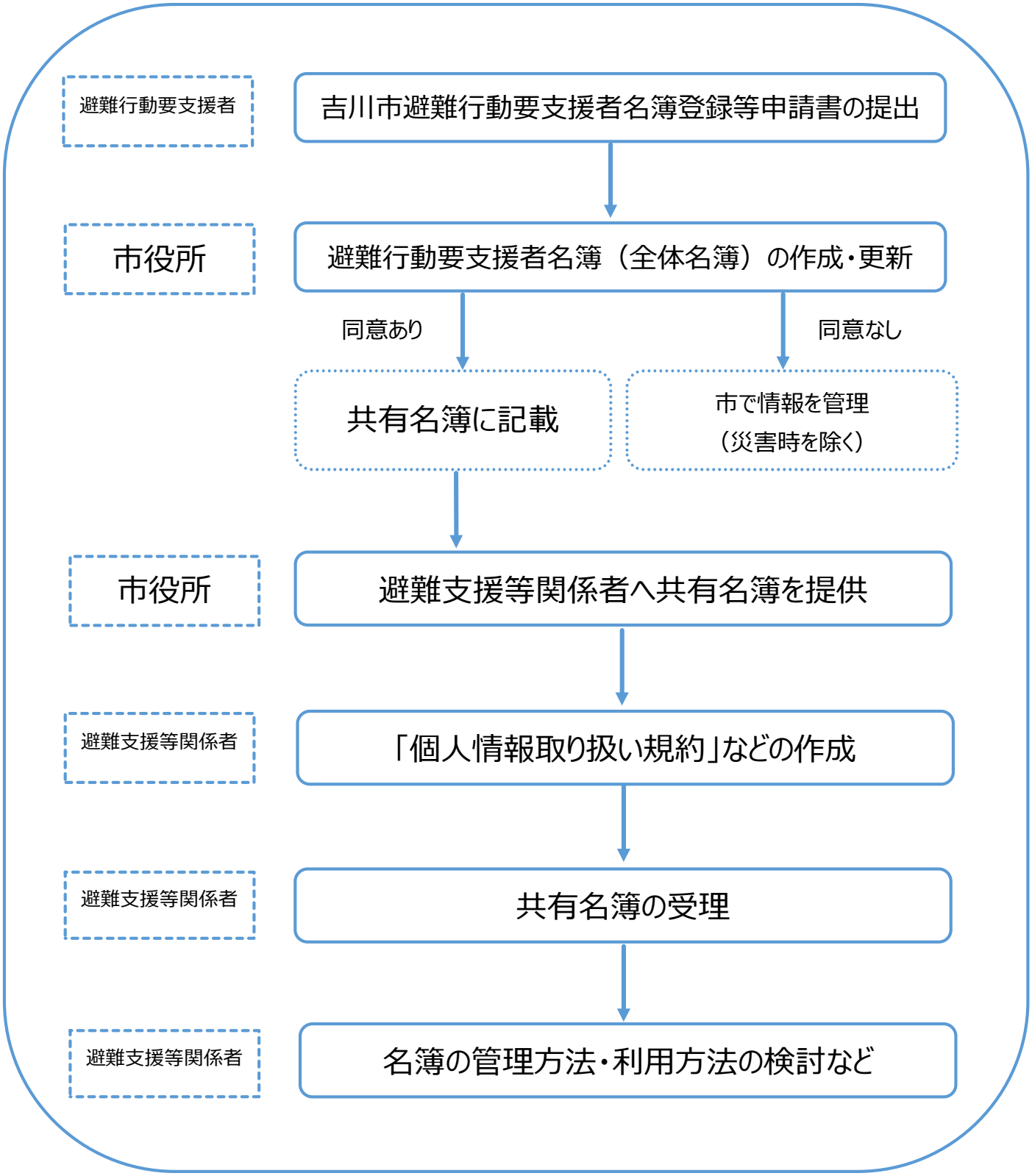
（その他）

第１０条　本規約に定めのない事項については、吉川市個人情報保護条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附　　則

この規約は、　　年　　月　　日から施行する。

名簿提供の流れ


避難行動要支援者
吉川市避難行動要支援者名簿登録等申請書の提出
市役所
避難行動要支援者名簿（全体名簿）の作成・更新
同意あり
同意なし
共有名簿に記載
市で情報を管理
（災害時を除く）
市役所
避難支援等関係者へ共有名簿を提供
避難支援等関係者
「個人情報取り扱い規約」などの作成
避難支援等関係者
共有名簿の受理
避難支援等関係者
名簿の管理方法・利用方法の検討など

第３章　個別計画の作成及び管理

個別計画は、要支援者一人ひとりの避難行動支援のために作成するものであり、本市においても名簿に記載された要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援等に必要な情報について事前にまとめた個別計画を作成していただきます。

個別計画の作成にあたっては、近隣の支援担当者や民生委員・児童委員など、地域で直接支援に携わるメンバーと協議し、避難支援、情報伝達を行うにあたっての配慮事項、留意事項や支援担当者などについて事前に確認しておくことが重要となります。

1　個別計画の内容

個別計画は、様式４に基づき、次の内容（項目）で作成します。

配慮・留意事項

情報伝達及び避難支援を行う際の配慮・留意事項

- 避難時に必要な携行品（物品・薬等）
- その他、留意事項

 （日中及び夜間の生活スペース、支援事業所等情報、治療中の疾患、かかりつけ医療機関など）
- 避難支援者情報

避難支援者

発災時に避難支援及び情報伝達（声掛けなど）を行なう者

2　個別計画の対象者

個別計画の作成対象者は、名簿の登録者とします。

3　個別計画の作成

個別計画の作成やそのための調査に際しては、地域の力（※）や民間事業者を活用していきます。

なお、個別計画作成に関する具体的手法やスケジュールについては、庁内検討会にて検討します。

（※）防災・減災活動を実践する共助の力を意味しています。

（例）自治（町・町内）会、マンション管理団体、高齢者や障がい者等を支援する団体等などに加え、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど。

個別計画の作成・管理担当

名簿管理と同様の担当課が行ないます。

名簿の管理方法

個別計画のデータは、クラウド管理及び紙管理の２通りとし、名簿と同様の関係課で情報の共有や記載、削除がそれぞれ可能となるデータベース管理を行います。

名簿の予備（バックアップ）

個別計画は、災害による停電などを考慮し、紙媒体でも最新の情報をできるだけ施錠可能な場所に保管しておくこととします。

4　個別計画の更新と削除

個別計画の更新については、名簿情報の更新時に合わせて行うものとします。ただし、個別計画の更新については、身体状況の変化や転居先住居の状況の変化など、個別に確認が必要となるため、原則として、本人等の届出を受けて、市で保管する情報を修正します。

名簿の削除

名簿からの削除があったことをもって、個別計画についても同時に削除します。

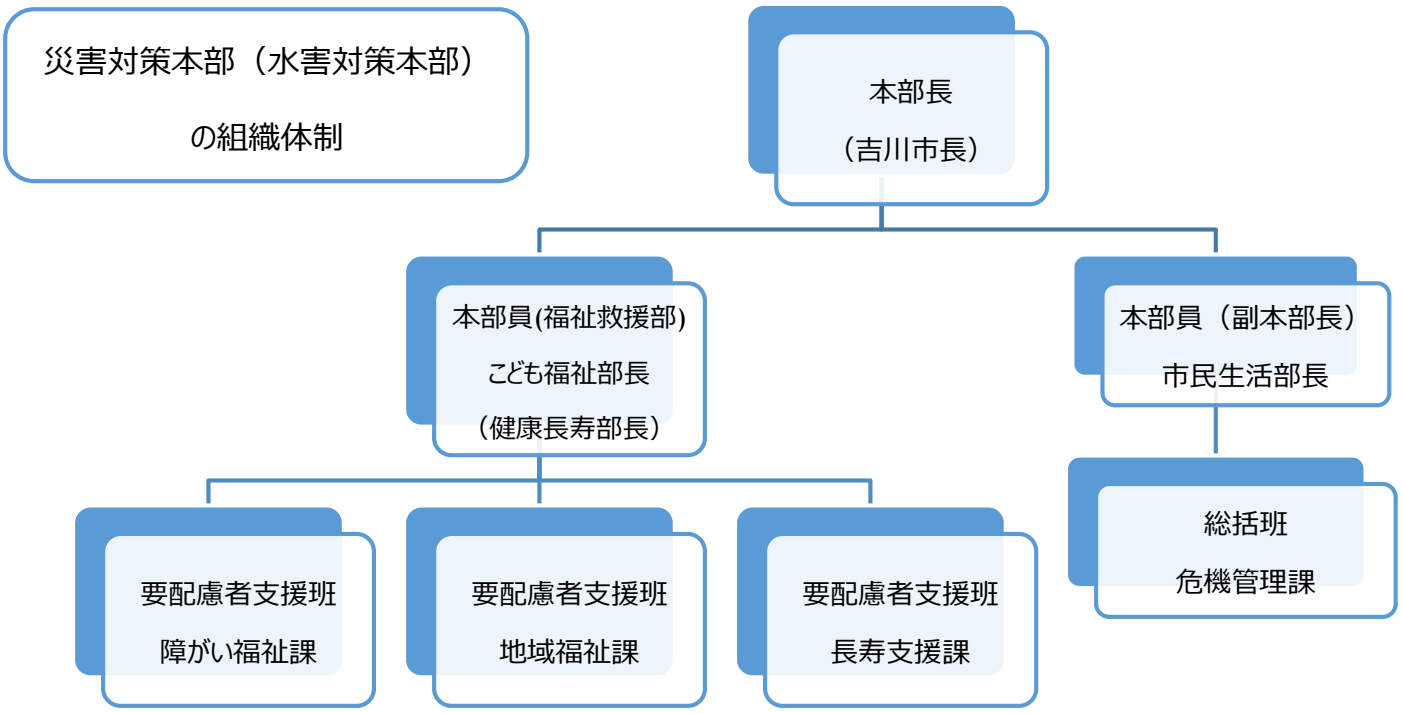
第４章　災害時における避難行動要支援者への支援体制

1　市における支援体制

市では、災害時において要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、災害対策本部（水害対策本部）において、要配慮者支援班（地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課）が要支援者に関する支援業務を所管します。

なお、避難情報の発令や避難所開設などの決定は、本部長である市長の指示のもと、総括班が行います。

災害対策本部（水害対策本部）の体制図



要配慮者支援班に関する事務分掌

要配慮者支援班の事務分掌（吉川市地域防災計画抜粋）は以下のとおりです。災害時には要配慮者の支援に関する全ての事務を担います。

- 避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること
- 避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること
- 要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること
- 福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）
- 福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること
- 要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）

2　避難支援等関係者における支援体制

災害発生時における要支援者の適切な安否確認や避難支援等関係者による避難支援には、平時から要配慮者支援班と避難支援等関係者との連携・協働が必要不可欠となります。

市では、避難支援等関係者自身の安全についても留意しつつ、以下のとおり、平常時から自治（町・町内）会や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者と連携・協働し、安否情報等を集約・整理する体制の充実を図るとともに、支援活動を依頼していきます。

避難支援等関係者の安全確保

市では、避難支援時に避難支援等関係者の安全確保のため、次の事項について事前に避難支援等関係者へ周知します。

- 避難支援等関係者となった方は、災害時にはまず自分の身の安全を確保すること
- 避難支援等関係者自身及び家族の安全を確保した上で、可能な範囲で活動すること
- 避難支援等関係者となっても、支援を行う法的義務を負うものではないこと
- 避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、支援できない可能性もあること

避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者の主な役割は以下のとおりとします。

自治（町・町内）会・自主防災組織

いざ災害が発生した場合に備え、日頃から要支援者とお互いの顔の見える関係づくりを進めるとともに、市が提供した共有名簿及び個別計画、地域で独自で把握した要支援者情報などを通じて、平常時から避難支援のためのルールづくりに努めるものとします。

また、災害時には、自身や家族の安全を確保した上で平時に事前に定めたルールや要配慮者支援班からの情報などに基づき、要支援者の避難支援や安否確認を可能な範囲で行うこととします。

民生委員・児童委員

日頃の訪問や見守り活動を通じ、必要に応じて自治（町・町内） 会と連携し、要支援者とお互いの顔の見える関係づくりや個別計画の作成支援に努めるものとします。

また、災害時には、自身や家族の安全を確保した上で自治（町・町内）会と連携し、平時に事前に定めたルールや要配慮者支援班からの情報などに基づき、要支援者の安否確認や避難支援に可能な範囲で協力することとします。さらに、避難所や在宅での被災者のニーズを把握して支援につなげることに努めることとします。

第５章　避難行動要支援者への支援方法

１　防災・減災情報の周知

市では防災マップや地震・洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への全戸配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて避難場所の位置や施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、住民への周知に努めます。特に要支援者や要配慮者、要支援者を支援する人などの理解を深め、地域防災・減災に関する意識の向上を図ります。

２　避難に関する情報

市では、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合は、以下のとおり避難情報を発令します。

避難指示等の一覧	発表の内容と求める行動	
①高齢者等避難	内容	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難（水平避難）又は屋内安全確保（垂直避難））する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましいです。
	求める行動	・危険な場所から高齢者等※は避難 ※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者
②避難指示	内容	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難））する。
③緊急安全確保	内容	・指定緊急避難場所等への立退き避難（水平避難）することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。
	求める行動	・命の危険、直ちに安全確保

3　情報伝達体制の整備

要支援者は、避難に関する情報を適切に受け取ることや情報に基づいて判断し、行動（避難）することが困難です。

そのため、市の災害対策本部は避難情報等の必要な情報を確実に要支援者本人、家族等に伝達できるよう、多様な手段を用いて情報の伝達を実施します。

また、避難支援等関係者の協力を得ながら、対象地域の住民等への避難情報（避難指示など）の周知を徹底します。

音声による伝達

- 防災行政無線

 市内各所に設置されている子局から速やかに情報を発信します。

- 防災行政無線電話応答サービス【048-983-6430】

 防災行政無線で放送された内容を確認できます。

- 広報車

 広報車を巡回させ、市内の防災情報などを発信します。

- コミュニティFM（FM越谷）（チャンネル 86.8MHz）

 コミュニティFM（FM越谷）を利用し、市内の災害情報などを発信します。

- 電話による一斉情報伝達・収集システム（よしかわ安心電話）

 電話回線（プッシュ回線に限る）を使用して、市からの防災情報を配信します。

- 自治（町・町内）会長・民生委員・児童委員からの伝達

 自治（町・町内）会長や民生委員・児童委員を経由し、地域住民への伝達します。

文字情報による伝達

- テレビ（データ放送）

 NHKやテレビ埼玉などのデータ放送を利用して、避難情報や避難所等開設情報を発信します。

- 市ホームページ

 市ホームページTOPサイトの「緊急情報」「災害情報」のページにおいて市内の災害情報及び防災行政無線の放送内容などを発信します。

- 吉川市メール配信サービス

 事前にメールアドレスを登録した方に、市内の災害情報及び防災行政無線の放送内容などを発信します。

- 緊急速報メール（エリアメール）

 NTTDocomo、ソフトバンク、auの各携帯キャリアの回線を使用し、市内の防災情報などを発信します。

- 市公式 X（吉川市防災情報）

 @yoshikawa_cityをフォローした方にを利用し、市内の災害情報及び防災行政無線の放送内容などを発信します。

- Yahoo! JAPAN　防災速報

 防災速報アプリをインストールした方に地震・気象情報や避難情報、避難所等開設情報、市からのお知らせ（災害時のみ）を発信します。

- ケーブルテレビ（J-COM）

 ケーブルテレビ（J-COM）を利用し、市内の災害情報を発信します。

- 吉川減災アプリ

 ハザードマップなど様々な防災・減災情報を掲載。地図上で避難所の開設状況などが確認できる。

- 吉川市公式LINE

 ハザードマップなど様々な防災・減災情報を掲載。リッチメニューで様々な防災情報をスムーズに入手できる。

4　安否確認の体制

災害時には、通信環境の喪失や人員不足などの理由により、安否確認が困難になることが予想されます。

要配慮者支援班及び関係機関は、災害時にはそれぞれが可能な方法で安否確認を行うとともに、通信環境や交通インフラ等の復旧に伴い、要支援者に関する情報を共有し、被害状況などを相互に把握する必要があります。

このため、迅速かつ適切な安否確認体制を整備していきます。

安否確認の方法

災害発生直後においては、電話・ＦＡＸ・電子メールなど、可能な手段で行います。

避難支援等関係者、福祉関連団体や支援組織などは、自らが所有する要支援者情報に基づき状況に応じた安否確認を連携して行うものとします。

市内の福祉サービス事業所・障害者支援施設などは、入所者・通所者の安全を確保し、各々の施設において安否確認を行うものとします。

なお、要支援者本人やその家族などに対し、災害伝言ダイヤル（１７１）や、携帯電話各社などが提供する災害伝言板サービスの活用・普及を啓発し、緊急時の連絡方法等を確認し合えるよう自助の取組を促進します。

安否確認情報等の集約

避難支援等関係者や近隣住民の方からの通報、市職員や福祉関連団体などから提供された要支援者の安否確認情報は、要配慮者支援班に情報を伝達するものとします。

要配慮者支援班は、伝達された安否確認情報を集約・整理し、情報班及び総括班に報告するものとします。

なお、必要に応じ総括班は対応を検討のうえ、要配慮者支援班に指示を行います。また、消防・警察などへの協力要請は、総括部総括班を通じて要請します。

要支援者等に関する情報や要請の伝達

安否確認情報等の集約後、要支援者に対する支援要請や把握している情報の伝達は要配慮者支援班から福祉関連団体、支援組織等の代表者、消防・警察（総括班の要請後）などに伝達します。

５　避難所等への避難誘導

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、要配慮者支援班において対策を検討のうえ、避難支援等関係者への連絡や総括班を通じて消防団の要請を行い、地域住民等が連携して避難誘導を行うものとします。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

６　避難所における支援

避難所班、支援団体や保健師・看護師などの専門員において健康状態やニーズなどの把握に努めます。

なお、避難所において特別な配慮が必要な方については、必要性を判断した上で福祉避難所への移送などを検討します。

様式１　吉川市避難行動要支援者名簿登録申請書

吉川市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書

申請日　　年　月　日

私は、吉川市災害時避難行動要支援者名簿の登録等について、次のとおり申請します。

（あて先）吉川市長

申請区分	□新規登録	□登録内容の変更	□辞退(削除)
申請者 （代理者）			
削除の理由			

災害時避難行動要支援者名簿登録情報

要支援者 の情報 **該当区分に○** 登録区分 (裏面で確認) A B	ﾌﾘｶﾞﾅ		性別	生年月日
	氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年　月　日生
	住所	〒 吉川市		
	電話	－　　－		
	現在 の状況	自力で避難が困難な状況としてあてはまるもの全てに☑ □介護保険の要介護認定（要介護１～５） □上記以外の高齢者(ねたきり、車いすや杖など歩行補助器具を使用、歩行速度が特に遅いなど) □障害者手帳あり □身体障害者(視覚及び聴覚６級以上、上肢 1～2 級、下肢及び体幹 1～3 級) □療育手帳（ Ⓐ、A、B ） □精神障害者保健福祉手帳（1・2 級の単身の方、３級の単身で生活支援を受けている方） □その他の支援が必要 （理由：　　）		
支援者の情報	※　裏面に緊急時の連絡先等を記入してください			

名簿の提供に 関する同意	次の内容に　**□同意します**　**□同意しません** 本申請に記載された個人情報が災害時の「避難支援」、「情報伝達」や「安否確認」のために、吉川市地域防災計画に定める避難支援等関係者（消防本部・消防署、消防団、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）や避難支援者に平常時から情報提供がされること。 «注意事項» 「同意しない」場合でも、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、避難支援等関係者などに個人情報を提供する場合があります。

※　当名簿に登録することで、災害時に必ず助けや避難支援がなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者や避難支援者などによる避難支援は、法的な責任や義務を負うものではありません。これらをご理解いただくとともに、日頃から災害に備え、地域とのつながりを積極的に持つことや情報入手手段の確保など、可能な範囲で自助による備えをお願いします。

（緊急時連絡先・避難支援者情報）

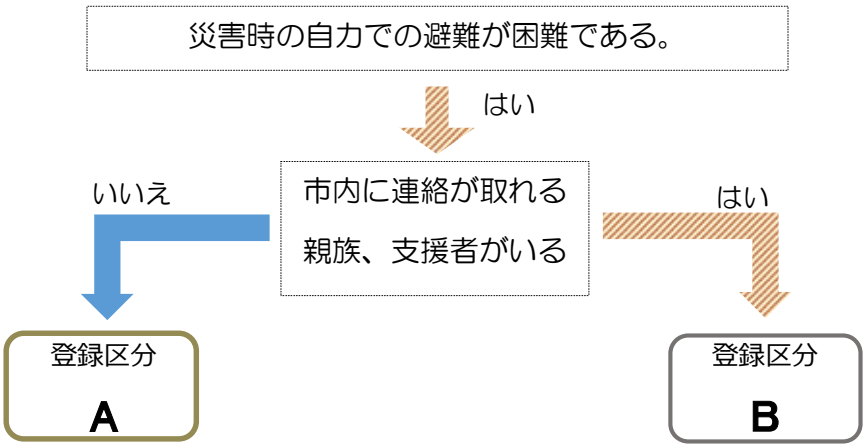
	フリガナ 氏　名	住所 （※１）	電話番号 （自宅・携帯電話）
緊急時の連絡先 （ご家族など） （※２）			
	①　続柄（　　）		
	②　続柄（　　）		
市内（隣近所） の避難支援者 （※３）			
	①　関係（　　）		
	②　関係（　　）		

（※１）居住している市町村名をご記入ください。（吉川市内に在住の場合は、大字名を記入）

（※２）緊急時の連絡先は、必ず１名以上の記入をお願いします。

（※３）記載にあたっては、本人の了承を得た上で記載してください。

「登録区分」判定フローチャート（A か B に○をしてください）



登録区分 **A**	災害時に自力で避難することができず、市内に連絡ができる支援者等もいない方
登録区分 **B**	災害時に自力で避難することができないが、市内に連絡ができる支援者等がいる方

事務処理欄	個別計画（　有　無　）	登録 No		
課長	課長補佐	係長	担当（確認者）	担当（入力者）
情報登録日：　　年　　月　　日		情報更新日：　　年　　月　　日		

様式２　名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届

名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届

吉川市長宛て

年　　月　　日、避難行動要支援者名簿（共有名簿） を受領しました。

また、今年度の名簿情報管理責任者（代表者）は、以下の通りです。

【名簿を受理した者】

団体等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【名簿情報管理責任者】

住所　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【名簿の保管・利用にあたって】

名簿管理責任者として法律上の守秘義務を厳守するとともに、「吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の趣旨を理解し、避難行動要支援者の避難支援対策又は災害発生時の緊急対策以外には一切使用しないでください。

様式３　避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届

年　　月　　日

避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者） 交代届

吉川市長宛て

今般、｛ 任期満了・その他（　　）｝により、代表者を交代しました。

つきましては、吉川市よりお預かりしている避難行動要支援者名簿を新管理責任者（代表者）に引き継ぎましたのでご報告します。

【団体の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【現管理責任者（ 代表者）】

住所　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【新管理責任者（代表者）】

住所　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式４　個別計画届出書

吉川市災害時避難行動要支援者　個別計画届出書

年　　月　　日

私は、吉川市災害時避難行動要支援者個別計画について、次のとおり届出します。

（あて先）吉川市長

※　一人での記載が難しい場合は、ご家族や担当民生委員の方などとご相談し、記載してください。

●　基本情報

ふりがな 氏名			性 別	男 ・ 女
生年月日 (年齢)	明治・大正・昭和・平成・令和 年　月　日生	歳	血液型	型
住所	〒 吉川市			
自治会		対象区分	要介護 ・ 単身高齢 ・ 障がい者 その他（　　）	
電話（自宅）		電話（携帯）		
ＦＡＸ		メール		

設置状況	種類	保管場所		種類	保管場所	
	□安心リュック(非常用持出袋)	階		□ヘルプカード	階	
	□あんしん救急キット	階		□お薬手帳	階	

●　位置情報

住居の階数	階建	日中、過ごす部屋	階		寝室の位置	階

●　情報伝達時及び避難支援時の配慮・留意事項

配慮事項 及び 留意事項	**« 配慮・留意事項»【選択肢①～⑦】** **① 立つことや歩行ができない**　**② 音が聞こえない（聞き取りにくい）** **③ 物が見えない（見えにくい）**　**④ 言葉や文字の理解が難しい** **⑤ 危険なことを判断できない**　**⑥ 顔を見ても知人や家族とわからない** **⑦ その他（備考欄に記入）**			
	配慮・留意してほしいこと			どのように対応して欲しいか（対処方法）
	NO	選択肢	備考欄（その他）	
	1			
	2			
	3			

● 避難時の携行品（保管場所を含む）

避難時に必ず持っていく必要がある物（生命や健康を維持するために必ず携行する必要がある物）

	NO	携行品の情報 **【(例)●●薬・●日分、●●の為の機器】**	保管場所	
必須携行品 (物品・薬等) 及び 保管場所	1		階	
	2		階	
	3		階	

● 疾患名及び医療機関（生命・健康に関わる身体の情報）

疾患名(１) 医療機関	治療中 疾患		医院名・担当医師	電話番号
治療内容等				
疾患名(２) 医療機関	治療中 疾患		医院名・担当医師	電話番号
治療内容等				

● 緊急時連絡先・避難支援者情報

	氏　名（フリガナ）	住所（※１）	電話番号（自宅・携帯電話）
緊急時の連絡先 （ご家族など） （※２）	(１)　　続柄(　　)		
	(２)　　続柄(　　)		
市内 （隣近所）の 避難支援者 （※２）	(１)　　関係(　　)		
	(２)　　関係(　　)		
	(３)　　関係(　　)		

（※１）居住している市町村名をご記入ください。（吉川市内に在住の場合は、大字名を記入）

（※２）記載にあたっては、本人の了承を得た上で記載してください。

次の内容に　□**同意します**　□**同意しません**

本個別計画の写しが災害時の「避難支援」、「情報伝達」や「安否確認」のために、吉川市地域防災計画に定める避難支援等関係者（消防本部・消防署、消防団、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）や避難支援者に平常時から情報提供がされること。

※ ただし、この登録により必ずしも避難支援等が適切になされることを保証するものではありません。

個別計画とは

災害発生時に避難支援を行う者や避難支援を行う上での留意する点などの避難支援情報をあらかじめ確認しておくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難支援計画。

事務処理欄			
登録 No.		登録日：　年　月　日	更新された日：　年　月　日

災害対策基本法

（省略）

第三節　避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援

等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

吉川市個人情報保護条例

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正な市政の推進に寄与することを目的とする。

（省略）

（職員の責務）

第４条　実施機関の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員並びに同法第 22 条第５項前段の臨時的任用をされた職員をいう。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（省略）

（市民の責務）

第６条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めるものとする。

第２章　個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第７条　実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

２　実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（個人情報の取得の制限及び禁止）

第８条　実施機関は、要配慮個人情報の取得をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（２）　吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年吉川市条例第 18 号）第１条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて利用目的を達成するために必要があると認めたとき。

２　実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　本人の同意があるとき。

（２）　法令等に定めがあるとき。

（３）　出版、報道等により公にされているとき。

（４）　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（５）　争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を執行するために個人情報を取得する場合において、本人から取得したのではその目的を達成する事ができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

（６）　国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から取得する場合において、当該個人情報を取得することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。

（７）　所在不明、心神喪失その他の事由により本人から取得することができないとき。

（８）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報を本人以外から取得することについて特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めたとき。

３　実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（１） 人の生命、身体、健康又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（２） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（３） 利用目的を本人に明示することにより、実施機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第 10 条　実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１） 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

（２） 法令等に定めがあるとき。

（３） 出版、報道等により公にされているとき。

（４） 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（５） 公表することを目的として取得したとき。

（６） 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。

（７） 専ら統計の作成若しくは学術研究を目的とする場合又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合に外部提供をするとき。

（８） 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。

２　実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（１） 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称

（２） 目的外利用等をした理由

（３） 目的外利用等をした個人情報の項目

（４） 前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項

３　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会が必要と認めたときは、速やかに、目的外利用等をした旨を当該本人に通知しなければならない。

４　実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 10 条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

（省略）

（適正な維持管理）

第 12 条　実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　個人情報を正確かつ最新なものとすること。

（２）　個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

（３）　保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生じると認められるものを除く。）を速やかに、廃棄し、又は消去すること。

２　実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

- 発行年月

 令和２年　３月　初版

 令和３年　３月　改訂

 令和３年　５月　改訂

 令和４年１０月　改訂

 令和６年１０月　改訂

- 発行部署（吉川市災害時避難行動要支援者支援計画改訂等庁内検討会）

 吉川市　市民生活部 危機管理課

 吉川市　こども福祉部　地域福祉課

 吉川市　こども福祉部　障がい福祉課

 吉川市　健康長寿部　長寿支援課

- 住所

 〒342-8501　吉川市きよみ野一丁目１番地

- 電話番号

 048-982-5111（代）